

議案第66号

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年12月11日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「100分の25」を「100分の37」に改める。

別表1中「1,138,000円」を「1,131,000円」に、「918,000円」を「913,000円」に改める。

第2条 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の37」を「100分の25」に、「100分の167.5」を「100分の173.5」に改める。

付 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、区長等の給料の額及び期末手当の支給月数を改定する必要がある。